

## 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が**故意**又は**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

- ① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

事業主が**故意**に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となつてから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

事業主が**重大な過失**により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

- ◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%
- ◇事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

### 労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類(労災保険・雇用保険)」です。  
(注)労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続(雇用保険の資格取得手続)がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じてから10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。
- 検索画面についてはこちらをご覧ください。

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1a.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

### 労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>